

# 特定医療法人共和会

## 訪問介護事業所 れんげ草

(介護保険事業所番号 第 2374200760 号)

介護保険法に基づく介護予防・日常生活総合事業  
第 1 号訪問事業 (介護予防訪問介護相当サービス)

### ◆◆目次◆◆

- 1 事業者
- 2 ご利用の事業所の概要
- 3 提供させていただくサービスの種類と通常の事業の実施地域
- 4 営業日及び営業時間
- 5 事業の基本方針
- 6 職員の体制
- 7 当事業所が提供するサービス
- 8 サービス計画の方針
- 9 サービス利用料金 (ご契約者様負担金)
- 10 利用料金のお支払い方法
- 11 利用内容・日時の変更、追加について
- 12 キャンセルに関する費用
- 13 サービスの利用に関する留意事項
- 14 サービス提供の記録・閲覧について
- 15 実習生の受け入れ
- 16 苦情の受付について

附則（最終変更以外省略）  
令和7年9月1日改訂

ご利用者様へ第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)のサービス提供にあたり、事前にご利用者様にご確認をいただく事項は次の通りとなります。

ご契約を結ばれる際には、本書の内容について説明を受けたことを証するため、本書の最終面へのご記入・押印をお願いいたします。

※当サービスのご利用は、原則として「要支援の方」又は「事業対象者」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスのご利用は可能です。

## 1 事業者

法人名	特定医療法人 共和会
所在地	〒474-0071 愛知県大府市梶田町二丁目 123 番地
電話番号	0562-46-2222
FAX番号	0562-47-6577
代表者氏名	西岡和郎
法令順守責任者	今村諭史
設立年月日	昭和34年10月1日

## 2 ご利用の事業所の概要

事業所の種類	第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当サービス)
事業所の名称	訪問介護事業所 れんげ草
介護保険事業所番号	第2374200760号(平成23年9月1日指定)
所在地	〒474-0071 愛知県大府市梶田町二丁目 70 番地
電話番号	0562-45-7227
FAX番号	0562-45-7230
管理者氏名	石川 雅也
開設年月日	平成23年9月1日
事業の目的	医療法人共和会が開設する訪問介護事業所 れんげ草(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防訪問介護相当サービスの事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の介護保険法(平成9年法律第123号)第8条の2第2項に規定する政令で定める者(以下「訪問介護員等」という。)が、要支援状態にある者又は事業対象者に対し、適正な指定介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

### 3 提供させていただくサービスの種類と通常の事業の実施地域

事業等の種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）
対象となるご利用者様	要支援 1～2
通常の事業を提供する地域	大府市 東海市 東浦町 知多市 豊明市 名古屋市緑区・南区

### 4 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	午前8時30分から午後5時15分まで
訪問介護を利用できる時間帯	午前6時～午後10時（要望により24時間体制で実施）

### 5 事業の基本方針

指定介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員等は、その利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

2 事業の実施に当たっては、関係市町、知多北部広域連合、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 6 職員の体制

当事業所では、ご利用者様に対して指定訪問介護サービス及び指定介護予防訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

#### <主な職員の配置状況>

職種	
1.管理者	1名
2.サービス提供責任者	3名以上
3.訪問介護員	2.5以上（常勤換算）

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

※ サービスの提供にあたっては、上記の訪問介護員が交代で行います。

※ 上記の訪問介護員は常に身分証を携行し、初回訪問時及びご利用者様又はご利用者様のご家族様から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示いたします。

### 7 当事業所が提供するサービス

当事業所では、ご契約者様のご家庭に訪問しサービスを提供いたします。

当事業所が提供するサービスについて、

- |                             |
|-----------------------------|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合      |
| (2) 利用料金の全額をご契約者様にご負担いただく場合 |

があります。

## (1) 介護保険の給付となるサービス

区分	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）
サービス提供について	介護予防訪問介護相当サービス計画を基に、事業所がご利用者の目標等を勘案して、標準的に想定される提供回数や、1回当たりの提供時間を計画し提供いたします。
内容	ご契約者様が家事等を行うことが困難であり、ご家族様や地域による支え合い又他の福祉サービス等の代替サービスがご利用できない場合について、適切な計画を基に生活援助サービス等を提供いたします。いつまでも自立した生活を過ごせるようご契約者様自身が出来ることを増やしていくことを目的として援助してまいります。
具体例	基本的には介護サービスに準じます。但し、介護予防訪問介護相当サービスは、代行的なサービスを行う場合でもできるだけご契約者様がお持ちの力を活かしていく工夫をしながらサービスを提供いたします。（例えば、ご契約者様が家事等をご自身で行えるようになるようにするため訪問介護員がご契約者様を見守りながら一緒に家事を行う、など）
サービス内容によってはサービスを提供できない場合がございますので、次項の事例をご参照の上、サービス提供責任者までご相談ください。	

## (2) 介護予防訪問介護相当サービスとならないサービス

ご契約者様が留守の場合の訪問サービス
盆踊りなどの地域行事への参加、仕事、趣味や嗜好のためのご利用（習い事、ドライブ、旅行等）、理美容、冠婚葬祭、日用品以外の買物（通常利用している生活圏外の店舗での買物）、ご契約者様の入退院、病院へのお見舞いのためなどの外出介助
ご契約者様本人以外の洗濯・調理・買物・布団干し
主としてご契約者様が使用する居室以外の掃除
来客の応接（お茶、食事の手配など）
お話し相手のみ
自家用車の洗車・清掃
ペットの世話
園芸（草むしり、花木の水やり、植木の剪定など）
家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
室内外家屋の修理、ペンキ塗り
特別な手間をかけて行う料理（おせち料理）
商売や農作業など生業のための援助
経管栄養、点滴など医療行為
職員が自動車の運転をなさるご契約者様との外出

預金管理、貯金の引き出し、預け入れなどを含むご契約者様の財産管理（生活援助として行う買物等に伴う少額の金銭管理は除く）
その他、ご契約者様の日常生活に必要な介護・援助以外のサービス

## 8 サービス計画の方針

### （１）サービス計画の作成・変更

- ①事業者は、ご契約者様の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「介護予防訪問介護相当サービス計画」（以下「サービス計画」という）を作成いたします。
- ②事業者は、ご契約者様の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、又は要介護状態となることの予防に資するよう、介護予防訪問介護相当サービスの目標を設定し、「サービス計画」に基づき計画的に行います。
- ③事業者は、ご契約者様がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合、その変更が「ケアプラン」の範囲内で可能な時は、速やかに「サービス計画」の変更等の対応を行います。「ケアプラン」の変更が必要な場合は、担当の介護支援専門員（ケアマネージャー）に連絡する等、必要な対応をいたします。
- ④事業者は、「サービス計画」の作成及び変更にあたっては、その内容をご契約者様及びそのご家族様に対し、説明し同意を得た上で、その写しを交付いたします。

### （２）サービスの内容及びその提供

事業者は、サービスの提供にあたり、居宅介護支援事業所、介護予防及び保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者と緊密に連携し「8 当事業所が提供するサービス」に記載した事業所の提供するサービスのうち、事業者がご契約者様の同意を得て作成した「サービス計画」に沿ってサービスを提供いたします。

## 9 サービス利用料金（ご契約者様負担金）

それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。指定介護予防訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、知多北部広域連合の定める額とし、当該指定介護予防訪問介護相当サービスが第1号事業支給費の支給を受けることができる者であるときは、知多北部広域連合の定める額にご利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。給付の範囲を超えたサービス費は、全額がご契約者様のご負担となります。

### ①介護予防訪問介護相当サービス費

介護予防訪問介護相当サービス費	対象者の方	週当たりのご利用回数	1月あたりの利用料金
I	事業対象者 要支援1又は2	週に1回程度	1,176単位（12,006円）
II	事業対象者 要支援1又は2	週に2回程度	2,349単位（23,983円）
III	事業対象者 要支援2	週に2回程度を超える利用	3,727単位（38,052円）

※ご利用料金は、サービス計画により計画された週当たりのご利用回数により月額定額制と

なります。

※月の途中でサービスの利用回数に変更があった場合でも、当月については当初計画された週あたりのご利用回数でのご利用料金の請求を行い、次月にご利用回数の計画を見直します。

(ただし、要支援区分等が変更になった場合等、定められた場合を除きます。)

※1回あたりのご利用時間は、ご契約者様の目標等により必要な時間を計画し、サービスをご提供いたします。

※ご契約者様が(1)事業対象者、要支援から要介護になった場合、(2)要介護から事業対象者、要支援になった場合、又は(3)同一市町村内で転居等によりご利用の事業所が変更になった場合、のご利用料金につきましては日割計算となります。

※介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者様のご負担となります。

※必要に応じて③その他のサービス費が、別途ご契約者負担金に加算されることがあります。

## ②その他のサービス費(対象の方のみ)

### <加算対象サービス>

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額に各ご利用者様の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を追加料金としてご負担いただきます。

#### (1) 初回加算

新規にサービス計画を作成したご利用者様に対して、(もしくは2ヶ月以上利用がなかった場合に)初回に実施(再開)した介護予防訪問介護相当サービスと同月内に、サービス提供責任者が、自ら介護予防訪問介護相当サービスを行う場合又は他の訪問介護員等が介護予防訪問介護相当サービスを行う際に同行訪問しご利用者様の状態や、サービス提供状況の確認などを行った場合に料金に加算されます。

200単位(1月につき2,042円(自己負担額205円))

(2) 生活機能向上連携加算 ご利用者様の在宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時にご利用者様宅を訪問し、両者の共同によるサービス計画を作成した場合に加算されます。

100単位(1月につき1,021円(自己負担額103円))

#### (3) 介護職員等処遇改善加算Ⅰ

加算(Ⅰ)を届け出しています。サービス利用料に24.5%を乗じた額が介護職員等処遇改善加算として上乗せされます。

### ③上記以外の費用

#### (1) 交通費

通常の事業の実施地域（大府市・東海市・東浦町・知多市・豊明市）にお住まいの方は無料です。それ以外の地域にお住まいの方につきましては、通常の事業の実施地域を超える地点からご自宅までの交通費（公共交通機関等）実費、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を超える地点から、片道 1 キロメートルごとに 25 円の料金を別にいただきます。

#### (2) その他

サービスの実施に必要な備品等（ご契約者様宅の水道、ガス、電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただきます。タクシーを使用した場合につきましてはご利用者様のご負担となります。

#### (3) 複写物の交付

ご契約者様は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

（1 枚につき 10 円）

## 10 利用料金のお支払い方法

前記①～④の料金・費用は、毎月 1 日を起算日とする 1 ヶ月ごとに計算し、ご利用内容、介護保険適用・適用外金額の明細を記載した請求書にて、翌月 20 日までにご請求いたしますので、翌々月 6 日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。（1 ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額といたします。）

### ア. 指定口座へのお振込み

振込み手数料は、ご契約者様のご負担になります。

お支払い期限はご利用の翌々月 6 日になります。

#### <振込み先>

あいち銀行 大府中央支店 普通預金 1161871

医療法人共和会 訪問介護事業所 れんげ草

### イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

- ・ご利用の翌々月 6 日に、ご指定の口座より自動引き落としによりお支払いいただきます。
- ・引き落とし日の 6 日が銀行休業日の場合は、翌営業日になります。
- ・自動口座引き落としは、集金代行サービス会社に委託し行います。
- ・引き落としにかかる手数料は、事業者が負担いたします。
- ・自動口座引き落としでのお支払いにあたり集金代行サービス会社の様式への、依頼書・申込書のご記入をお願いいたします。（初回のみ）
- ・自動口座引き落としの登録完了までに 1 ヶ月程度かかりますので、初回の自動口座引き落としがご利用の翌々月になる場合があります。

### ウ. 現金にてのお支払い

事業所にご来所の上、お支払いください。

お支払いは、月～金曜日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分までをお願いいたします。

す。

お支払い期限はご利用の翌々月 6 日になります。

### 1 1 利用内容・日時の変更、追加について（契約書第 4 条参照）

ご利用者様のご希望により、訪問介護サービスの利用内容・日時の変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。利用日時の変更の場合にはサービス実施日の前日午後 5 時 15 分までに事業所にご連絡ください。

※サービス利用の変更・追加のお申し出に対して、訪問介護員の稼働状況などにより、ご利用者様の希望する期間にサービスの提供ができない場合は、他のご利用可能日時をご利用者様にご提案させていただきます。

※サービス利用当日に、ご利用者様の体調等で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更を行います。その場合、事業者は変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金をご請求いたします。

### 1 2 キャンセルに関する費用

定額制となりますので、キャンセル料は発生いたしません。キャンセル料は発生しませんが、ご利用予定日の前日午後 4 時までにご連絡ください。

### 1 3 サービスの利用に関する留意事項

#### （1）サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供開始時に、担当のサービス提供責任者を決定いたします。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交代してサービスを提供いたします。

#### （2）訪問介護員の交代

##### ①ご利用者様からの交代のお申し出

選任された訪問介護員の交代を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交代を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交代を申し出ることができます。ただし、ご利用者様から特定の訪問介護員の指名はできません。

##### ②事業者からの訪問介護員の交代

事業者の都合により、訪問介護員を交代することがあります。

訪問介護員を交代する場合は、ご利用者様及びそのご家族様に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮をいたします。

#### （3）サービス実施時の留意事項

##### ①定められた業務以外の禁止

ご契約者様は「9 当事業所が提供するサービス」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

##### ②訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

訪問介護サービスの実施に関する指示・命令は全て事業者が行います。ただし、事業者は訪

問介護サービスの実施にあたって、ご利用者様の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③台風、地震等の悪天候時や災害時について

台風、積雪又は地震（地震予知警戒警報発令時も含みます）等のサービスの提供が困難な場合には、やむを得ずサービスの提供を中止させていただく場合があります。

④その他

訪問介護員に対する贈り物や、飲食等のおもてなしは、固くお断りいたしております。

（４）訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご利用者様に対する介護予防訪問介護相当サービスのご提供にあたり、次に該当する行為は行いません。

①医療行為

②ご利用者様もしくはご家族様からの金銭又は高価な物品の授受

③ご利用者様のご家族様に対する訪問介護サービスの提供

④飲酒及びご契約者様もしくはご家族様の同意なしに行う喫煙

⑤ご利用者様もしくはご家族様に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動

⑥その他ご利用者様もしくはそのご家族様に行う迷惑行為

（５）サービス提供責任者

サービス提供責任者はご契約者様からのサービス利用申込みに関する調整や介護予防訪問介護相当サービス計画の作成などをはじめ、次のような業務を担当します。ご利用にあたり疑問点やご心配な点があった時や、サービス内容を変更したい時には、サービス提供責任者にお気軽にお尋ねください。

（担当の訪問介護員に直接お話しくださってもかまいません。）

＜サービス提供責任者の業務＞

①介護予防訪問介護相当サービスの利用の申込みに関する調整

②ご利用者様の状態の変化やサービスに関する意向の定期的な把握

③居宅介護支援事業者等との連携（サービス担当者会議への出席など）

④訪問介護員への援助目標、援助内容に関する指示

⑤訪問介護員の業務管理

⑥訪問介護員の研修、技術指導

⑦その他のサービス内容の管理について必要な業務

（６）緊急時及び事故発生時の対応

訪問時において、ご利用者様の体調等が急変した際には、別紙の緊急時連絡先により、ご家族様、主治医又は医療機関等に適切に連絡をとり、必要な対応を行います。なお、特に緊急を要すると思われる場合につきましては、事業者の判断により、先に救急車の要請を行うなど必要な対応を行う場合があります。また、事故等による財産の破損等の際は速やかにご契約者様及びご家族様にご連絡をいたします。

(7) 賠償責任（契約書第 11 条参照）

事業者はサービスの提供にあたってご契約者様の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償いたします。

ただし、事業者に故意過失がなかった場合や、事業者の責任によらない場合は、この限りではありません。

14 サービス提供の記録・閲覧について（契約書第 14 条参照）

ご利用者様に提供したサービスについては実施記録を作成し 5 年間保管するとともに、ご利用者様、又はご家族様よりご希望があった場合には、閲覧をすることができます。

15 実習生の受け入れ

これからの福祉を担う優秀な人材を育成するために、ヘルパーなどの育成、教育機関からの実習生を受け入れることがあります。

16 苦情の受付について（契約書第 13 条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所のサービスに関する苦情やご相談につきましては、以下の専用窓口にて受け付けております。

<苦情受付窓口>

事業所管理者 石川 雅也

<受付時間>

毎週月曜日～金曜日 8時30分～17時15分

お電話の場合 0562-45-7227

(2) 行政機関その他苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会

所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号

電話番号 052-971-4165

受付時間 平日（月曜日から金曜日）の 午前9時～午後5時まで

※但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び1月2日・3日並びに  
12月29日から同31日までの日を除く。

知多北部広域連合事業課給付係

所在地 愛知県東海市荒尾町西廻間2番地の1 東海市しあわせ村内

電話番号 052-689-2263

受付時間 月曜日から金曜日 8:30から17:15

（土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日は除きます）

(3) 市町村の相談窓口

大府市 高齢障がい支援課

所在地 大府市中央町五丁目 70 番地

電話番号 0562-45-6289

受付時間 月曜日から金曜日 8:30 から 17:15 (水曜日は 19:15 まで)  
(国民の祝日・休日、年末年始は除きます)

東海市 高齢者支援課

所在地 東海市荒尾町西廻間 2 番地の 1

電話番号 052-689-1600 (代)

受付時間 月曜日から金曜日 8:30 から 17:15  
(国民の祝日・12月29日から1月3日を除く)

東浦町役場ふくし課

所在地 知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地

電話番号 0562-83-3111 (代)

受付時間 月曜日から金曜日 8:30 から 17:15 (水曜日は 19 時 15 分まで)  
(土曜日・日曜日、国民の祝日、12月29日から1月3日は除きます)

知多市 長寿課

所在地 愛知県知多市緑町 1 番地

電話番号 0562-33-3151 (代)

受付時間 月曜日から金曜日 8:30 から 17 時 15 分  
(土曜日、日曜日、祝日、12月29日から1月3日は除きます)

豊明市 長寿課

所在地 愛知県豊明市新田町子持松 1 番地 1

電話番号 0562-92-1261

受付時間 月曜日から金曜日 8:30 から 17:15  
(土曜、日曜日、国民の祝日、年末年始は除きます)

名古屋市緑区役所 区民福祉部 介護保険係

所在地 名古屋市緑区青山二丁目 15

電話番号 052-625-3964 / 052-625-3967 / 052-625-3968

受付時間 月曜日から金曜日 8:45 から 17:15  
(土曜日、日曜日、祝休日、12月29日から1月3日は除きます)

名古屋市南区役所 区民福祉部 福祉課 介護保険係

所在地 名古屋市南区前浜通 3-10

電話番号 052-823-9415

受付時間 月曜日から金曜日 8:45 から 17:15 分まで  
(休日・祝日・年末年始を除く)

この重要事項説明書については2通作成し、利用者、事業所が1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

<事業所>

所在地 愛知県大府市梶田町二丁目70番地

事業所名 訪問介護事業所 れんげ草

<説明者>

職名 サービス提供責任者

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

私は、本書面に基づいて事業所から上記重要事項の説明を受け、第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供開始に同意しました。

<ご利用者様>

住所

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

<ご利用者様代理人>

住所

氏名 \_\_\_\_\_ (印)

## 個人情報利用同意書

私及び私の家族の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

### 記

#### 1 使用目的

- (1) 第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）の提供を受けるに当たって、介護予防訪問介護相当サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況等を把握するため。
- (2) 事業所内のカンファレンスのため
- (3) 医療機関、介護保険施設、介護支援専門員、介護保険事業所、自治体（保険者）、その他社会福祉施設・団体との連絡調整のため

#### 2 個人情報の内容

- (1) 氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等で、事業者が第 1 号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）を行うために必要な利用者や家族の個人情報
- (2) その他利用者や家族に関する個人情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報

#### 3 使用する期間

サービス契約締結日からサービス提供の終了日まで

#### 4 使用する条件

- (1) 個人情報の利用については、必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外のもに漏れることのないよう最新の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等の経過を記録すること。

以上

医療法人共和会

訪問介護事業所 れんげ草 御中

令和 年 月 日

<ご利用者様>

住所

氏名 \_\_\_\_\_ ④

<ご家族様の代表>

住所

